平成３０年（フ）第４０７号
東京都あきる野市瀬戸岡450番地29
債務者　須釜　　彪
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　智仁
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月18日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成３０年（フ）第２２４３号
東京都葛飾区小菅２丁目21―22―103
債務者　深田　雅宏
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉益　信治
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第２１８０号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目27―７―402
債務者　鈴木　　修
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　耕治
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第２３５号
神戸市灘区楠丘町６丁目７番15号、従前の住所神戸市東灘区御影山手２丁目11番45号　シャーメゾンガーデンズ御影山手101号
債務者　億川歯科医院こと　億川　　章
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　久俊
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成３０年（フ）第１０４号
北九州市戸畑区福柳木２丁目15番24号（ウィンディア福柳木102）
債務者　山下菜津美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成３０年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目24番地７
債務者　田代　裕之
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩本将司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成３０年（フ）第１０号
岡山県倉敷市茶屋町1772番地６　パルⅡ102
債務者　木村　秀樹
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渋谷　康華
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成３０年（フ）第１１４号
北九州市八幡西区医生ケ丘６番１―304号
債務者　永見　雄二
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　研太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成３０年（フ）第１８４号
北九州市門司区大字恒見28番地
債務者　本岡　　修
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成３０年（フ）第４１号
鳥取県鳥取市鹿野町今市407番地62、旧住所鳥取県気高郡鹿野町大字鹿野2406番地３
債務者　平野　保子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　祥平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
鳥取地方裁判所民事部
平成３０年（フ）第１０号
仙台市若林区六丁の目元町17番１―703号、従前の住所仙台市若林区河原町１丁目６番32―303号
債務者　深野　道照
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成３０年（フ）第１７７号
宮城県名取市増田６丁目４番43―7302号　県営名取増田住宅
債務者　佐藤　正人
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤石　圭裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成３０年（フ）第２３２号
宮城県岩沼市本町１番11―2103号、従前の住所宮城県富谷市成田４丁目28番地１　グリーンヒルズＥ202
債務者　吉原　美保（旧姓宇井）
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増井　皓一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成３０年（フ）第２０号
鹿児島県枕崎市白沢東町495番地
債務者　吉嶺　高樹
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染川　藍子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９９６号
仙台市青葉区小田原５丁目３番40号　アルファ仙台106
債務者　板垣　由紀（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成３０年（フ）第３９号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅10棟413
債務者　庄司　　孝
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係